

一般海域における利用調整に関するガイド

【初版】

平成29年3月31日

資源エネルギー庁

1. 本ガイドの目的

陸上風力発電の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠である。港湾区域については、平成28年7月に改正港湾法が施行され、港湾区域等を占有する者を公募により決定する占有公募制度が整備され、長期間の占有を可能とする措置がなされた。他方、一般海域においては、その利用に関するルールが明確化されておらず、また、洋上風力発電の導入事例も少ないため、民間事業者が洋上風力発電設備を設置する際に参考できる情報が少ない。

本ガイドは、地方自治体による取組事例や環境省及び経済産業省等の実証事業における事例のとりまとめを行い、民間事業者に対して、一般海域における利用調整に関し情報を提供するものである。なお、本ガイドは、随時更新する予定である。

2. 本ガイドの構成

本ガイドの構成は、以下のとおりである。

< 手続フローの例 >

環境省、経済産業省等において実施中の（あるいは終了した）以下の実証事業から抽出した手続フローの例について解説する。

< 個別事例のケーススタディ >

環境省、経済産業省等の以下の実証事業について、実際に取られた手続等を個別に紹介する。

< 環境省、経済産業省等の洋上風力発電実証事業 >

	事例1	事例2	事例3
プロジェクト名	洋上風力発電システム実証研究	浮体式洋上風力発電実証事業	福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業
設置方式	着床式	浮体式	浮体式
実施場所	千葉県銚子沖	長崎県杵島沖	福島県福島沖
発電所総出力	2.4MW（1基）	2MW（1基）	14MW（3基）
運転開始年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度（1基目の2MWの運転開始年度）
海域占有に当たっての法令等	国土交通省所管公共用財産管理規則（千葉県）	長崎県海域管理条例	福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例
海域占有内容	風力発電設備 ケーブル 観測用タワー 観測用ブイ	風力発電設備 ケーブル 観測用ブイ	風力発電設備 変電設備 ケーブル 観測用ブイ
海域占有期間 （ ）：規定上	1年 （ - ）	1年 （3年）	実証期間中 （3年）

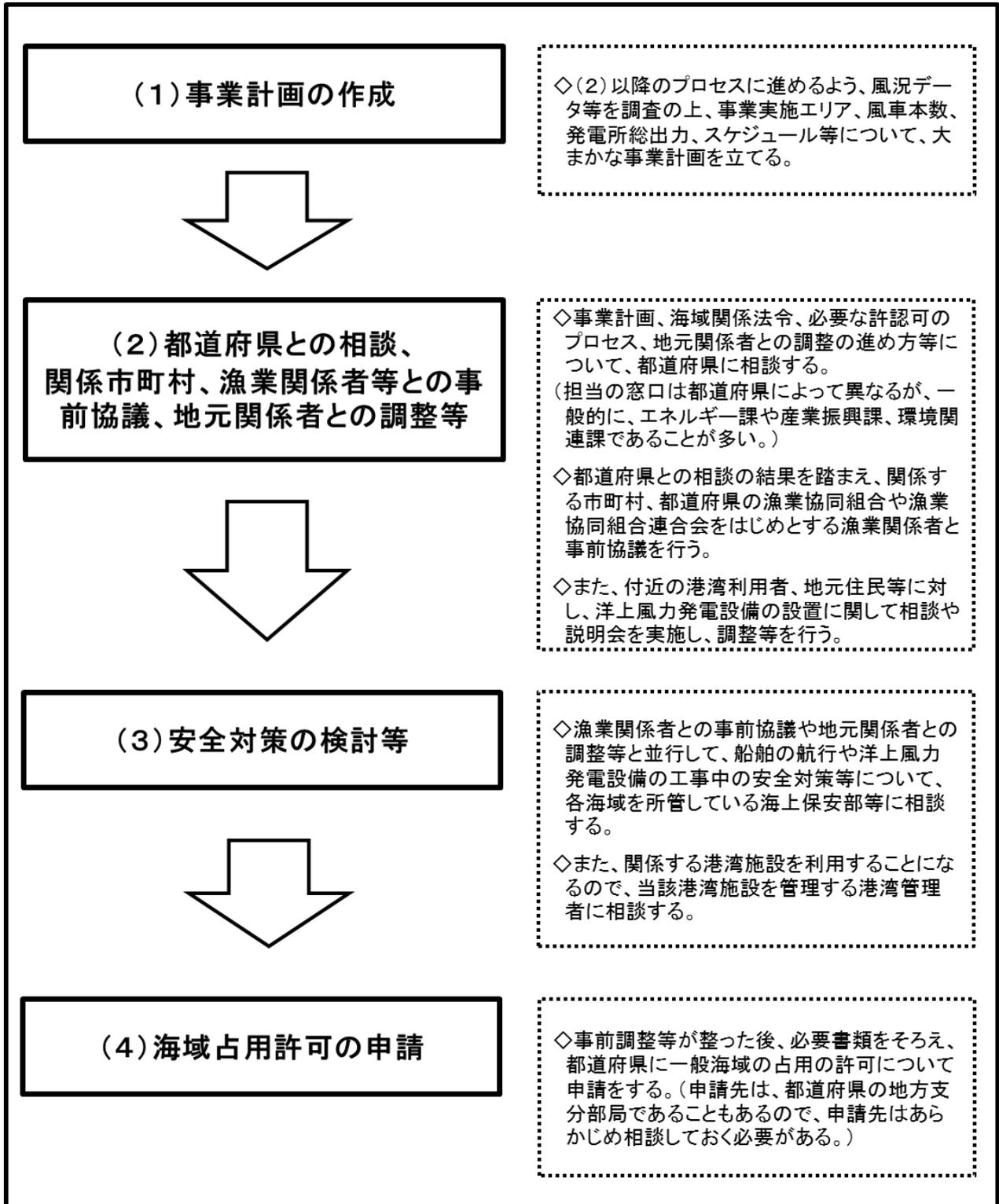
< 参考資料集 >

一般海域の管理に関連する条例等を整備している都道府県や主な関係法令について整理する。

3. 手続フローの例

これまでの実証事業の実績を元に抽出した手続フローは以下のとおりである。

<手続フローの例>



＜各項目の補足＞

（１）事業計画の作成

事業計画を立てるに当たり、事業実施予定エリアの風況や地形等を調べ、そもそも事業の実施が経済性等の観点から可能であるか調査を行う。その際、その後の手続により、事業実施予定エリアや風車本数（発電所総出力）の変更があり得ることも想定の上、採算性を検討する必要がある。

なお、洋上の風況については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が「NeoWins（洋上風況マップ）」をホームページで公開しているほか、海上保安庁が海底地形や漁業権区域等、洋上風力発電適地選定等に役立つ様々な情報を重ねて表示できる海洋台帳を運用している。

【参考】NeoWins（洋上風況マップ）ホームページ

http://app10.infoc.nedo.go.jp/Nedo_Webgis/top.html

[海洋台帳ホームページ](#)

<http://www.kaiyoudaichou.go.jp>

その後、当該地域に適用されている関係法令、必要な許認可等の概要を、各都道府県に相談するに当たって調査しておくことが重要である。

（２）都道府県との相談、関係市町村、漁業関係者との事前協議、地元関係者との調整等

現状、一般海域については、都道府県が規定する条例又は規則等に基づき占用の許可を与えている。また、洋上風力発電の事業実施に当たっては、漁業関係者、地元住民等の地元関係者との事前協議・調整や地元市町村の理解・協力が極めて重要である。

このため、本ガイドを作成する際に参考した実証事例においては、まず、都道府県に対し、事業の内容や関連法令の届出・許認可申請、必要な地元調整等について相談をしている。都道府県への相談は、事業の実施について、その自治体の理解を得るためだけでなく、事業者が認識していない必要な許認可や書類等に関する情報等も得ることができる点でも重要である。

なお、都道府県には洋上風力発電設備の設置に当たって、一般海域の占用のためにどのような書類が必要であるかあらかじめ相談しておくことよい。

また、洋上風力発電は、エネルギーだけではなく、水産業、港湾施設等、多方面に影響が及ぶ発電事業である。計画の変更が可能な初期段階から、エネルギー以外の都道府県の関連部署にも相談をすることが重要である。

漁業関係者との調整に当たっては、洋上風力発電事業を実施予定の海域及びその周辺海域においてどのような漁業が営まれているかの情報を得ることが重要であり、まずは都道府県の漁業協同組合連合会または漁業協同組合から情報を収集し、関係漁業協同組合及び広範におよび漁業を営んでいる漁業関係団体と協議を行う必要がある。このため、漁業関係者との事前協議に当たっては、漁業権の海域内であれば当該都道府県の関係部署と、それより沖合については、県境が明確でなかったり、他県の漁業者が利用していたりする場合があることから、都道府県に加え農林水産省水産庁と事前に相談する必要がある。

(3) 安全対策の検討等

一般海域では、各種の船舶が通行するため、洋上風力発電設備の工事中、事業実施中及び撤去後の安全確保はきわめて重要であり、事業実施予定エリアを管轄する海上保安部等へ、航行の安全や船舶への周知のための海図への記載等について相談し、安全対策を検討をする必要がある。

また、洋上風力発電設備の設置工事等に当たっては、関係する港湾施設を利用することになるため、当該港湾施設を管理する港湾管理者へ相談をする必要がある。

(4) 海域占用許可の申請

今回調査した事例すべてにおいて、都道府県が規定する条例又は規則等に基づく占用の手続が行われていた。名称は異なるが、海に面する都道府県において、一般海域の利用について定めた条例又は規則が定められている（「5. 参考資料集」を参照のこと）。

また、申請先が都道府県の地方支分部局であることもあるので、申請先はあらかじめ相談しておく必要がある。

<海域占用許可の申請に当たっての必要書類>

	事例1（銚子沖）	事例2（柁島沖）	事例3（福島沖）
図面関係	位置図、断面図、構造図、平面図、求積図	位置図、付近見取り図、構造図、求積図、面積計算書、風車ブレードの投影面積	位置図、付近見取り図、平面図、構造図、求積図、面積計算書
市町村の意見書・同意書	一般海域における公共用財産利用についての市町村の意見書	関係市町村の同意書（任意）	関係市町村の意見書
利害関係人の同意書	利害関係人の同意書（漁業協同組合）	申請区域及びその付近に権利を有する者の同意書（漁業協同組合）	利害関係人の同意書（漁業協同組合）
その他			実証研究事業の概要及び契約書、工事工程表、航行安全委員会資料

(5) その他

一般海域に洋上風力発電設備を設置する場合でも、送電線が港湾区域や漁港区域等、一般海域以外の海域等を占用することがある。その場合は、関係法令等に基づく占用の手続が必要である点に留意する必要がある。

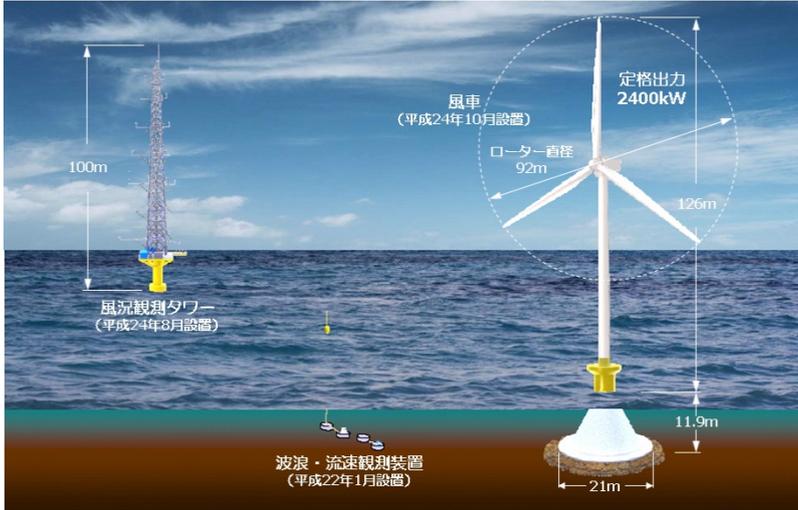
また、(2)～(4)やそれ以降のプロセスにおいて、平行して継続的に詳細な計画を策定する必要がある、手続や調整の状況によっては、(1)の事業計画の修正等もありえることも留意する必要がある。

4. 個別事例のケーススタディ

(事例1) 洋上風力発電システム実証研究

(1) 実証事業の概要

NEDO 及び東京電力は、千葉県銚子沖にて洋上風力発電システム実証研究を実施（事業期間は平成 28 年度まで）。平成 24 年度には、離岸距離約 3.1km、水深約 11.9m の場所に 2.4MW の実証機を設置し、平成 25 年 3 月に運転を開始した。

<p>事業イメージ</p>	 <p>(出典) http://www.tepco.co.jp/csr/renewable/wind/offshore.html</p>
<p>事業者</p>	<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）</p>
<p>発電所総出力</p>	<p>2.4MW</p>
<p>設置年</p>	<p>平成 24 年度</p>
<p>設置場所</p>	 <p>実証研究設備の設置場所（千葉県銚子市沖3.1km） 離岸距離：約 3.1km、水深：約 11.9m</p> <p>(出典) http://www.tepco.co.jp/csr/renewable/wind/offshore.html</p>

(2) 実証事業の許認可・調整のフロー

実証事業を進めるに当たって、相談した機関及び関係者と内容は下記のとおり。

	内容	相談内容
Step 1	自治体・市町村及び関係団体・関係者との調整	①千葉県商工労働部産業振興課を窓口にて、関連法令と届出、許認可申請についてプロセスを相談。 ②漁業関係者に対して、洋上風力発電の設置に関する相談。 ③銚子海上保安部に対して、船舶の航行安全対策に関して相談を開始
Step 2	安全対策の検討	灯火をはじめとする工事中及び船舶の航行安全対策について銚子海上保安部に対して提案、協議を実施
Step 3	各種申請書類の作成	公共用財産使用許可申請において千葉県銚子土木事務所、銚子市に対して相談。

(3) 占用に関する許認可法令について

本事業において、風力発電設備、ケーブル、観測用タワー、観測用ブイは、実証期間中、海域を占用する。それに該当する許認可法令とその更新期間は下記のとおり。

法律名等	手続（予定）の有無	更新期間
国土交通省所管公共用財産管理規則（千葉県）	○	1年
港湾法（千葉県港湾管理条例）	○	1年
航路標識法	○	—
航空法	○	—

(4) 海域等の占用に関する手続き内容について

本事業では、海域及び港湾区域を占用するに当たっては、国土交通省所管公共用財産管理規則（千葉県）及び千葉県港湾管理条例に則った手続きを行った。要求事項及び同意書取得先等は下記のとおり。

<公共用財産使用許可申請>

要求事項	備考
位置図、断面図、構造図、平面図	—
洋上風車求積図	—
一般海域における公共用財産利用についての意見書	【取得先】銚子市長
同意書	【取得先】漁業関係者

<港湾区域内水域占用許可申請>

要求事項	備考
位置図、断面図、構造図、平面図	—
洋上風車求積図	—
名洗港湾区域内水域占用についての意見書	【取得先】銚子市長
同意書	【取得先】漁業関係者

(事例2) 浮体式洋上風力発電実証事業

(1) 実証事業の概要

環境省は、平成22年度より浮体式洋上風力発電に関するFS事業を始め、長崎県の五島列島 椛島沖にて実証事業を実施（事業期間は平成27年度まで）。離岸距離1km、水深100mの場所で平成24年8月に100kWの小規模試験機、平成25年10月に実証機の運転を開始した。

<p>事業イメージ</p>	<p style="text-align: center;">2 MW 実証機</p> <p>(出典) http://goto-fowt.go.jp/home/spec/</p>
<p>事業者</p>	<p>環境省 戸田建設株式会社、株式会社日立製作所、芙蓉海洋開発株式会社（現 海洋エンジニアリング株式会社）、国立大学法人九州大学、独立行政法人海上技術安全研究所（現 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所）</p>
<p>発電所総出力</p>	<p>2MW</p>
<p>設置年</p>	<p>平成24年度 100kW 平成25年度 2,000kW</p>
<p>設置場所</p>	<p style="text-align: center;">離岸距離：1km、水深：100m (出典) http://goto-fowt.go.jp/home/spec/</p>

(2) 実証事業の許認可・調整のフロー

実証事業を進めるにあたって、相談した機関及び関係者と内容は下記のとおり。

	内容	相談内容
Step 1	自治体・市町村及び関係団体・関係者との調整	①長崎県及び五島市に事業内容の説明、関連法令と届出、許認可申請についてプロセスを相談。 ②漁業関係者に対して、洋上風力発電の設置に関する相談。 ③杵島町の住民に対して地元説明会を実施
Step 2	系統連系協議	系統連系にあつての協議を九州電力に対して相談
Step 3	安全対策の検討	①航路標識設置管理許可、海上工事の作業届について長崎海上保安部五島海上保安署に相談。 ②風車の構造（タワー、船体、係留）に関して国土交通省に相談
Step 4	各種申請書類の作成	海域占用許可申請について長崎県五島振興局に対して相談。

(3) 占用に関する許認可法令について

本事業において、風力発電設備、ケーブル、観測用ブイは、実証期間中、海域を占用する。それに該当する許認可法令とその更新期間は下記のとおり。

法律名等	手続(予定)の有無	更新期間
長崎県海域管理条例	○	1年

(4) 海域等の占用に関する手続き内容について

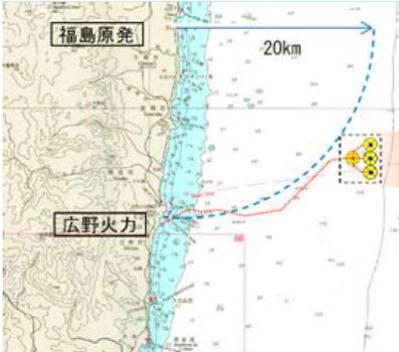
本事業では、海域を占用するに当たっては、長崎県海域管理条例に則った手続きを行った。要求事項及び同意書取得先等は下記のとおり。

要求事項	備考
位置	位置図及び付近見取り図
面積	求積図及び面積計算書 風車ブレードの投影面積
目的	—
期間	年度毎に更新
工作物等の構造	構造図（風車浮体、海底ケーブル）
関係市町村の同意書（任意）	【取得先】五島市
申請区域及びその付近に権利を有する者の同意書	【取得先】漁業関係者等

(事例3) 福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業

(1) 実証事業の概要

経済産業省は、平成 23 年度より世界初の複数基による浮体式洋上風力発電システムの実証事業を福島沖にて行っている。離岸距離約 20km で水深約 120m の場所に 2,000kW、7,000kW、5,000kW の実証機を設置し、それぞれ、平成 25 年 11 月、平成 27 年 12 月、平成 29 年 2 月に運転を開始した。

<p>事業イメージ</p>	<div style="text-align: center;"> <p>2011~2015 ➤ 2016~</p> <p>浮体サブステーション コンパクトセミサブ浮体 (2MW) V字型セミサブ浮体 (7MW) アドバンストスパー浮体 (5MW)</p>  <p>3つの成功への鍵</p> <p>技術的挑戦 / 社会的合意 / 福島復興</p> <p>設計技術の確立 / 試験・検証 / 最適化 経済性の向上 / 技術の標準化 / 産業の創出</p> <p>(出典) http://www.fukushima-forward.jp/gaiyou/index.html</p> </div>
<p>事業者</p>	<p>経済産業省 丸紅株式会社、国立大学法人 東京大学、三菱商事株式会社※、三菱重工業株式会社、ジャパン マリンユナイテッド株式会社、三井造船株式会社、新日鐵住金株式会社、株式会社日立製作所、古河電気工業株式会社、清水建設株式会社、みずほ情報総研株式会社 (※平成 27 年度まで)</p>
<p>発電所総出力</p>	<p>14MW (3 基)</p>
<p>設置年</p>	<p>平成 24 年度 2,000kW 平成 27 年度 7,000kW 平成 28 年度 5,000kW</p>
<p>設置場所</p>	<div style="text-align: center;">  <p>離岸距離：約 20km、水深：約 120m</p> <p>(出典) http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pr/e/e_shoshin_taka_25.pdf/</p> </div>

(2) 実証事業の許認可・調整のフロー

実証事業を進めるにあたって、相談した機関及び関係者と内容は下記のとおり

	内容	相談内容
Step 1	自治体・市町村及び関係団体・関係者との調整	①経済産業省、福島県に実証研究事業全体の進め方、地元関係省庁、自治体との調整等を相談。 ②いわき市、楢葉町、広野町に事業内容の説明、陸上鉄塔・送電線敷設に向けて相談。 ③漁業関係者に対して、洋上風力発電の設置に関する相談。 ④小名浜港湾建設事務所、小名浜利用関係者に小名浜港の利用に関する相談。
Step 2	系統連系協議	系統連系協議を東北電力に対して相談
Step 3	安全対策の検討	①航路標識、曳航を含む航行安全対策について海上保安本部、福島海上保安部に相談。 ②風車の構造（タワー、船体、係留）に関して国土交通省に相談
Step 4	各種申請書類の作成	海域占用許可申請について、水産庁・福島県に対して相談。

(3) 占用に関する許認可法令について

本事業において、風力発電設備、変電設備、ケーブル、観測ブイは、実証期間中、海域を占用する。該当する許認可法令とその更新期間は下記のとおり。

法律名等	手続(予定)の有無	更新期間
福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例	○	実証事業終了まで
その他の法令及び条例（海洋水産資源開発促進法）	○	実証事業終了まで
海岸法	○	

(4) 海域等の占用に関する手続き内容について

本事業では、海域を占用するに当たっては、福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例に則った手続きを行った。要求事項及び同意書取得先等は下記のとおり。

要求事項	備考
位置図及び付近見取り図	—
登記所備え付けの地図又はこれに準ずる図面の写し	—
実測平面図	—
求積図及び面積計算書	浮体、アンカー、ケーブルの占用面積
構造図	—
関係市町村の意見書	【取得先】楢葉町同意書
利害関係人の同意書	【取得先】漁業関係者
実証研究事業の概要	—
工事工程表	—
航行安全委員会資料	—
その他資料（契約書等）	委託契約書

(参考) 秋田県北部洋上風力発電事業

(1) 発電事業の概要

本事業は、秋田県が主導した検討会にて設定した「候補海域」の一部を利用するものである。

施設名	秋田県北部洋上風力発電事業
事業者	株式会社大林組
発電所総出力	455MW (予定)
設置年	平成 35 年度～ (予定)
設置場所	 <p>離岸距離：一、水深：30m 以内</p> <p>(出典) http://www.yomiuri.co.jp/economy/20160322-0YT1T50126.html</p>

(2) 発電事業の許認可・調整のフロー

発電事業を進めるにあたって、相談した機関及び関係者と内容は下記のとおり

	内容	相談内容
Step 1	自治体・市町村及び関係団体・関係者との調整	①秋田県に、関係団体との調整など事業全体の進め方、予定される許認可手続等のプロセスを相談。 ②県漁連をはじめとする漁業関係者に対して、環境影響評価の着手に関する相談。 ③事業予定海域の沿岸市町村に対して、環境影響評価の着手に関する相談。
Step 2	系統連系協議	系統連系について東北電力に相談。
Step 3	安全対策の検討	—
Step 4	各種申請書類の作成	—

秋田県では、沿岸市町村、漁業関係者等の海域利用者が参加する研究会や検討委員会を主催し、着床式洋上風力発電に適した「候補海域」を設定・公表していた中で、大林組が関心を示し、平成 28 年 3 月、同社は秋田県に対し、事業化に向けた各種調査への協力要請を行った。

(3) 占用に関する許認可法令について

洋上風力発電設備の設置による占用について、国有財産法に基づく「秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例」の使用許可による対応を予定している。

法律名等	手続(予定)の有無	更新期間
秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例	—	—

(4) 海域等の占用に関する手続き内容について

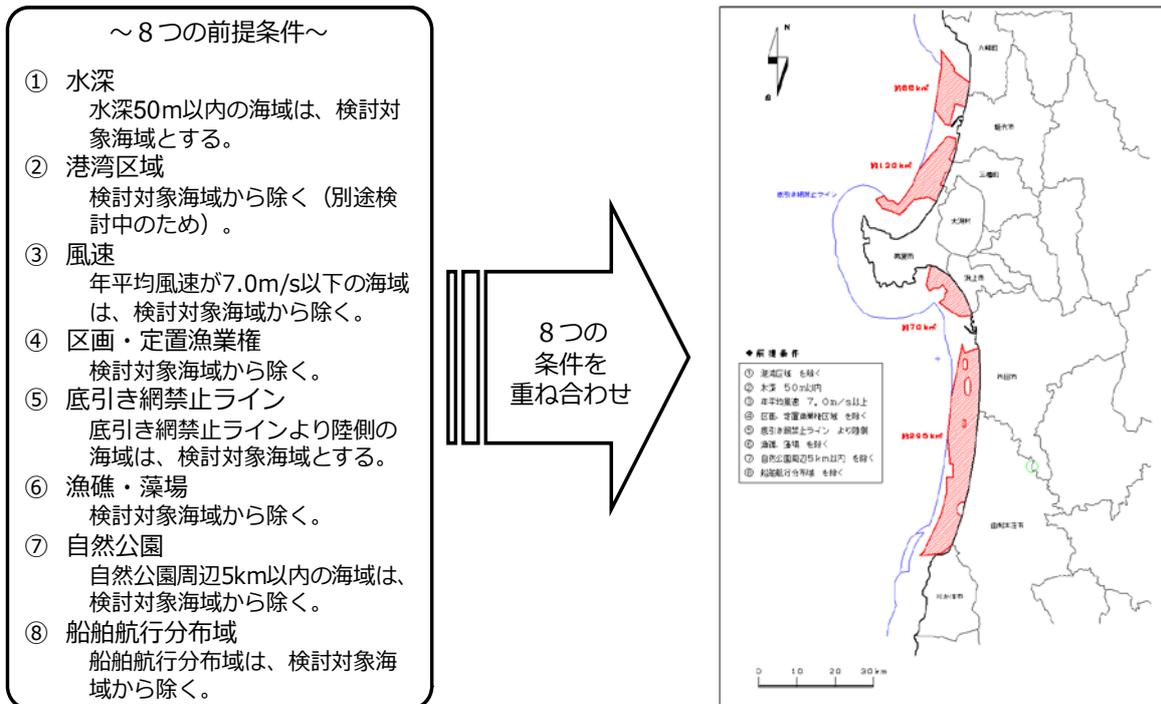
国有財産法に基づく「秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例」の使用許可で対応する予定であるが、提出書類等の詳細については、事業の進展に合わせて、今後検討する。

(5) 秋田県における洋上風力発電の候補海域の選定方法について

秋田県では、平成 27 年 1 月に着床式洋上風力発電に適した「候補海域」(約 351km²)を設定・公表することにより、関心のある発電事業者を呼び込むことに成功した。ここでは、「候補海域」の設定に向けたプロセスについて紹介する。

①「検討対象海域」の提示(平成 25 年度)

平成 25 年度に沿岸市町村、漁業関係者等の海域利用者及び電力会社・金融機関等が参加する研究会(あきた沖合洋上風力発電研究会)を立ち上げた。同研究会の成果報告会において、平成 26 年度における具体的な調査・検討の対象となる「検討対象海域」を提示した。



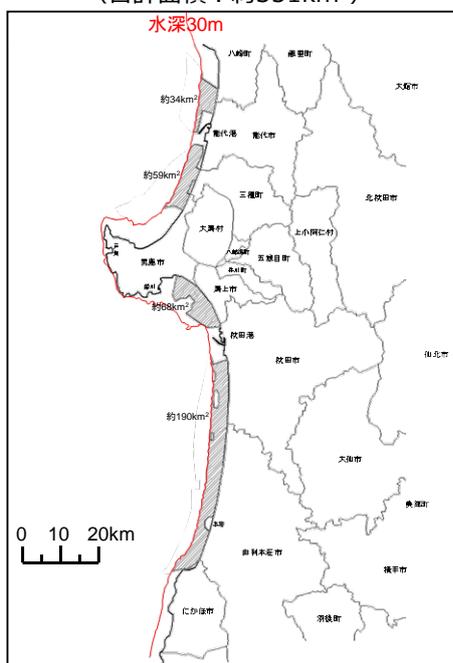
②「候補海域」の公表

平成 25 年度の研究会を受けて、平成 26 年 6 月より、国関係機関、沿岸市町村、大学、東北電力、漁業関係団体、経済団体、県内関係部門から構成される検討委員会（「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」）を立ち上げ、検討を深めた。

具体的には、平成 26 年 3 月の経済産業省調達価格等算定委員会による「平成 26 年度調達価格及び調達期間に関する意見」を参考に、水深の条件を 30m 以内と変更し、合計面積 351km² を新たな「候補海域」とし、平成 27 年 1 月に設定・公表した。

また、漁業関係者をはじめとする海域利用者からのヒアリングにより、候補海域内の現状を整理し、「事業化に当たり精査が必要な項目」として設定をした。

沖合洋上風力発電の候補海域 (合計面積：約351km²)



候補海域の条件

- ① 水深30m以内
- ② 港湾区域を除く
- ③ 年平均風速7.0m/s以上
- ④ 区画・定置漁業権区域を除く
- ⑤ 底びき網禁止ラインの陸側
- ⑥ 魚礁・藻場を除く
- ⑦ 自然公園周辺5kmを除く
- ⑧ 船舶航行分布域を除く

事業化に当たり精査が必要な項目

- ① 漁業
- ② 成育場・産卵場
- ③ 種苗放流
- ④ 航行安全・マリンレジャー
- ⑤ テレビ等の電波

5. 参考資料集

(1) 参考として、一般海域の利用に適用可能な各都道府県の条例又は規則の有無について、名古屋大学大学院環境学研究科 梶脇 利彦 准教授が調査し取りまとめた結果を以下に示す。39の沿海都道府県のうち、一般海域の管理に関連する条例又は規則を整備している都道府県は38であった。

番号	都道府県名	条例又は規則名	下位規則の存否（規定されている 主な内容）	使用（占用） 許可の期間	許可期間延長規定	市町への 配慮規定 の有無
1	北海道	北海道海域管理規則	—	—	更新可	—
2	青森県	青森県国有財産管理規則	—	3年	特認有 更新可	—
3	岩手県	道路法等の適用を受けない公共 用財産の使用等に関する条例	道路法等の適用を受けない公共用 財産の使用等に関する条例施行規 則（申請手続）	条：3年	特認有	—
4	宮城県	公共用財産管理条例	公共用財産管理条例施行規則（申 請手続）	条：3年	特認有（10年） 更新可（3年又は10年）	—
5	秋田県	秋田県法定外公共用財産の使用 等に関する条例	秋田県法定外公共用財産の使用等 に関する条例施行規則（申請手続）	条：3年	特認有 更新可	条：意見書 添付規定
6	山形県	山形県国土交通省所管公共用財 産の使用等に関する規則	—	3年	特認有（5年） 更新可	—
7	福島県	福島県国土交通省所管公共用財 産使用等条例	福島県国土交通省所管公共用財産 使用等条例施行規則（申請手続）	条：3年	特認有（5年）、 更新可（3年又は5年）	規：意見書 添付規定
8	茨城県	茨城県公共物管理条例	茨城県公共物管理条例施行規則 （申請手続）	条：3年 （特定の施設 の敷地占用は 10年）	更新可 （3年又は10年）	—

番号	都道府県名	条例又は規則名	下位規則の存否（規定されている 主な内容）	使用（占用） 許可の期間	許可期間延長規定	市町への 配慮規定 の有無
9	千葉県	国土交通省所管公共用財産管理規則	—	—	更新可	—
10	東京都	東京都公有土地水面使用等規則	—	3年	特認有 更新可	—
11	神奈川県	神奈川県法定外公共用財産の使用に関する規則	—	3年	特認有（10年） 更新可（3年又は10年）	規：意見書 添付規定
12	新潟県	新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例	新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則（申請手続、許可期間）	条：3年	特認有 更新可（最大3年又は5年） 施行規則に特認ができる事業の制限あり、許可は最大5年	—
13	富山県	富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例	富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例施行規則（申請手続）	条：3年	特認有 更新可	規：意見書 添付規定
14	石川県	石川県国土交通省所管公共用財産管理条例	石川県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則（申請手続）	条：3年	特認有 更新可	規：意見書 添付規定
15	福井県	福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例	福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例施行規則（申請手続）	条：3年	更新可（最大3年）	—

番号	都道府県名	条例又は規則名	下位規則の存否（規定されている 主な内容）	使用（占用） 許可の期間	許可期間延長規定	市町への 配慮規定 の有無
16	静岡県	静岡県国土交通大臣所管公共用 財産の使用及び収益に関する規 則	—	3年	特認有 更新可	—
17	愛知県	愛知県国土交通省所管公共用財 産管理規則	—	3年	更新可（5年）	規：意見書 添付規定
18	三重県	三重県一般海域等管理規則	—	3年	特認有	—
19	京都府	京都府海岸等管理条例	京都府海岸等管理規則（申請手続、 許可期間）	条：— 規：5年、特別 の理由あれば 制限されず	更新可	—
20	大阪府	大阪府一般海域管理条例	大阪府一般海域管理条例施行規則 （申請手続、許可期間）	条：— 規：3年	更新可	—
21	兵庫県	公有土地水面の使用及び産出物 の採取に関する規則	—	5年	更新可（最大5年）	—
22	和歌山県	条例・規則なし（和歌山県海底の 土地使用料徴収条例によると許 可は国有財産法第18条第6項で 許可との規定が存在）	—	—	—	—

番号	都道府県名	条例又は規則名	下位規則の存否（規定されている 主な内容）	使用（占用） 許可の期間	許可期間延長規定	市町への 配慮規定 の有無
23	鳥取県	国有財産使用及産物採取規則	—	5年	更新可	—
24	島根県	島根県法定外公共用財産の占用 等に関する規則	—	3年	更新可	—
25	岡山県	岡山県普通海域管理条例	岡山県普通海域管理条例施行規則 （申請手続、許可基準）	条：3年	更新可	—
26	広島県	広島県の海に関する条例	広島県の海に関する条例施行 規則（申請手続、許可基準）	—	—	—
27	山口県	一般海域の利用に関する条例	一般海域の利用に関する条例施行 規則（申請手続）	—	—	—
28	徳島県	徳島県法定外公共用財産管理条 例	徳島県法定外公共用財産管理条例 施行規則（申請手続、許可期間）	条：— 規：3年	更新可	—
29	香川県	香川県一般海域管理条例	香川県一般海域管理条例施行規則 （申請手続、許可期間）	条：— 規：5年、公共 の用に供する 場合10年	更新可	—
30	愛媛県	愛媛県の海を管理する条例	愛媛県の海を管理する条例施行規 則（申請手続、許可期間、許可基 準）	条：— 規：5年	—	条：意見聴 取規定
31	高知県	高知県公共用財産管理条例	高知県公共用財産管理条例施行規 則（申請手続）	3年	更新可	—

番号	都道府県名	条例又は規則名	下位規則の存否（規定されている 主な内容）	使用（占用） 許可の期間	許可期間延長規定	市町への 配慮規定 の有無
32	福岡県	福岡県一般海域管理条例	福岡県一般海域管理条例施行規則 （申請手続）	条：3年	特認有 更新可	—
33	佐賀県	国有財産法に基づく一般海域の 使用又は収益の許可に関する規 則	—	10年	更新可	—
34	長崎県	長崎県海域管理条例	長崎県海域管理条例施行規則（申 請手続）	条：3年	—	条：意見聴 取規定
35	熊本県	熊本県一般海域管理条例	熊本県一般海域管理条例施行規則 （申請手続）	条：3年	特認有 更新可	—
36	大分県	大分県の海底の土地の使用等の 許可に関する規則	—	10年	更新可	—
37	宮崎県	国土交通省所管公共用財産管理 条例	国土交通省所管公共用財産管理条 例施行規則（申請手続）	条：1年	特認有 更新可	—
38	鹿児島県	鹿児島県海底の土地管理規則	—	3年	特認有	規：意見書 添付規定
39	沖縄県	沖縄県国土交通省所管公共用財 産管理規則	—	—	更新可	—

(2) 洋上風力発電設備の設置等に当たり、関連すると考えられる法令は以下の表のとおり。

なお、この表に示されているのは、浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業における関係手続の実績等を踏まえ主な関連法令を例示したものであり、事業の実施に当たっては、その他関係する法令等を遵守するとともに、都道府県及び市町村の条例等に係る手続についても確認し、事業者の責任のもと確実に手続を行うことが必要である。

分類	法令名称	備考
一般事項	国有財産法	都道府県の条例等に基づく一般海域の占用許可申請
	海洋水産資源開発促進法	同法指定海域の場合届出が必要
	環境影響評価法	発電所の総出力によっては電気事業法に基づく工事計画届出の前に、環境アセスメント手続が必要。
	自然公園法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	自然環境保全法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種の捕獲等に係る規制
	国土利用計画法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	文化財保護法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要（作業の際、遺跡発見時には届出が必要）
	漁業法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	港湾法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	漁港漁場整備法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	水産資源保護法	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
	環境基本条例・景観条例等	発電事業実施想定区域が該当していないか確認が必要
発電設備	電気事業法（500kW以上） ※保安規程の届出と電気主任技術者の選任は20kW以上	電気事業に許可申請、発電用風力設備の技術基準の適合義務、保安規程の届出（※）、電気主任技術者の届出（※）、工事計画の届出、等
	船舶安全法（浮体式の場合）	浮体式洋上風力発電設備における支持物（タワー、船体、係留）の審査
	航空法	航空障害灯の設置
	航路標識法	航路標識（AISを含む）の設置に関する許可申請
	電波法	無線局免許申請

分類	法令名称	備考
調査・ 設置工 事	水路業務法	水路測量に係る許可申請及び工事に係る通報
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	同法の海洋施設に該当する場合に設置の届出が必要
	都道府県の漁業調整規則	環境影響評価等に係る特別採捕許可申請
	建築基準法	関連施設である陸上設備の建築等に係る基準
	安全衛生法	高さ 31m を超える工作物の設置
	船舶安全法	工作物の曳航作業に係る臨時航行申請
	港則法	港内作業許可申請（港内での物件組立等）
	漁港漁場整備法	漁港区域の占用等の許可申請
	港湾法	港湾区域等の占用許可、臨港地区内における行為の届出
	海岸法	海底ケーブル等の工作物の設置に係る許可申請
	道路法	送電線等の敷設等に係る道路占用許可申請